

平成29年10月2日

排出者の皆さまへ

一般財団法人家電製品協会  
家電リサイクル券センター

## 郵便局券による手続きの一部変更に対する注意点追加のお知らせ

平成28年4月より料金郵便局振込方式の家電リサイクル券(以下、「郵便局券」という。)による手続きを以下の通り、一部、変更いたしました。この度、注意点を追加しますので、ご確認願います。

引き続き、郵便局券のご活用の程、よろしく願いいたします。

具体的な手続変更内容及び注意事項は以下の通りです。

### 1. 具体的な手続変更内容

- ・排出者(個人又は法人)が郵便局又はゆうちょ銀行所定の現金自動預払機(以下、「ATM」という。)で家電リサイクル料金(税込)の振り込みを行った際、ATMから交付される“ご利用明細票”の写し(コピー)を、当該郵便局券の現品貼付用の“振替払込受付証明書”の貼付位置に貼付した場合も指定引取場所で引き取る手続きを追加します。
- ・ただし、郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で日附印を押印してもらった「振替払込受付証明書」を貼付する手続きを基本とします。

### 2. 注意事項

- その1: 古い郵便局券(表紙が白色)では、「ご利用明細票」の印字部で管理票番号を確認できないため、この手続きは適用不可とします。表紙が白色の郵便局券では、この手続きが適用されませんので、ご注意願います。
- その2: 排出者(個人又は法人)が郵便局又はゆうちょ銀行所定のATMで家電リサイクル料金(税込)を振り込んだ後、直接、指定引取場所へ特定家庭用機器が廃棄物となったものと当該郵便局券を持ち込む場合にのみ適用します。収集運搬を自治体、小売業者等に依頼する場合は、日附印が押印された「振替払込受付証明書」を貼付する運用を継続します。
- その3: 排出者(個人又は法人)が郵便局又はゆうちょ銀行所定のATMで家電リサイクル料金(税込)を自らのゆうちょ銀行の口座から、口座振替を用いて振り込んだ場合、「ご利用明細票」で管理票番号を確認できないため、この場合の「ご利用明細票」は適用できませんので、ご注意願います。  
口座振替を利用される場合は、お手数ですが、窓口で「振替払込受付証明書」に日附印を押印していただくようお願いいたします。
- その4: 郵便局又はゆうちょ銀行所定のATMで家電リサイクル料金(税込)を振り込む際、別途、ゆうちょ銀行の振込手数料が必要です。詳細は郵便局又はゆうちょ銀行にお問い合わせ願います。

以上